

アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの  
その他のもの

二  
(省略)

一一％  
一一％

二二〇七

二二〇七・一〇

二 同上

アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの  
その他のもの

一一％  
一一％

エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)

エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)

一| アルコール分が九〇%以上のもの

(二)| その他のものうち

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)のうち、この号に掲げるエチルアルコール並びに第二二〇八・九〇号の一の(二)に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒について、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量)

二三〇八・九〇

その他のもの

一 エチルアルコール及び蒸留酒

(一) (省略)

二三〇八・九〇

その他のもの

一 エチルアルコール及び蒸留酒

(一) 同上

(二) その他のもの

A| エチルアルコールのうち

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)で、共通の限度数量以内のもの

B| その他のものうち

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)で、共通の限度数量以内のもの

二| その他のものうち

この号の二及び第二二・〇八項において「共通の限度数量」という。(一)以内のもの  
アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)で、共通の限度数量以内のもの

無税

無税

無税

無税

二五〇一・〇〇

塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水

一 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）

(1) 平成一六年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日までに輸入されるもの

一キログラムにつき二  
円九〇銭  
一キログラムにつき二  
円五〇銭

二五〇一・〇〇

塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水

一 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）

(1) 平成一五年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日までに輸入されるもの

(3) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日までに輸入されるもの

一キログラムにつき三  
円三〇銭  
一キログラムにつき二  
円九〇銭  
一キログラムにつき二  
円五〇銭

別表第一の二 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第5条 第7条の二 第7条の六関係)

関税定率法	品名	税率					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
別表の番号							

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第7条の六関係)

項名	号名	基準輸入価格					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
(省略)							

別表第一の二 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第5条 第7条の三 第7条の六関係)

関税定率法	品名	税率					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
別表の番号							

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第7条の六関係)

項名	号名	基準輸入価格					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
同上							

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の二関係）

項 名	品 目	税 率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日までに輸入 されるもの
(省略)							

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

関 税 定 率 法	品 名	税 率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日までに輸入 されるもの
(省略)							

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の二関係）

項 名	品 目	税 率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日までに輸入 されるもの
同上							

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

関 税 定 率 法	品 名	税 率					
		平成七年四 月一日から 平成八年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三十一日 までに輸入さ れるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一一 年四月一日か ら平成一二 年三月三十一 日までに輸入 されるもの	平成一二 年四月一日か ら平成一三 年三月三十一 日までに輸入 されるもの
同上							

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

別表の番号	品名	税率
〇二〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニイのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
〇二〇六・四一	二  その他のもの （一） 臓器 豚のもの（冷凍したものに限る。） 肝臓	四・三%
〇二〇六・四九	二  その他のもの （一） 臓器	四・三%
〇二〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家禽のもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	
〇二〇七・一四	一  肝臓 七面鳥のもの	無税

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

別表の番号	品名	税率

〇二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
〇二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	無税
〇二〇七・二六	分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	無税
〇二〇七・二七	分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限り。）	無税
	一 肝臓	無税
	二 その他のもの	無税
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	
〇二〇七・三三	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	四・八%
	二 その他のもの	
〇二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限り。）	四・八%
	一 あひるのもの	四・八%
	二 その他のもの	四・八%
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	無税
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	四・八%
	二 その他のもの	四・八%
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限り。）	無税
	一 肝臓	無税
	二 その他のもの	四・八%
	（一） あひるのもの	四・八%



〇七〇九・五二	トリフ		
〇七〇九・五九	その他のものうち まつたけ		無税
〇七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限り。）		
〇七一一・二〇	オリーブ		四・五%
〇七一一・三〇	ケーパー		七・五%
〇七・一三	乾燥した豆（さを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）		
〇七一三・一〇	えんどう（ビスマ・サティヴム）		
〇七一三・二〇	二  その他のもの		
〇七一三・三三	(一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）（である旨が政令で定めるところにより証明されたもの）		三%
〇七一三・三三	ひよこ豆		
〇七一三・三三	二  その他のもの		
〇七一三・三三	さやびん豆又はいんげんまめ属の豆		四・三%
〇七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）		
〇七一三・三三	一  その他のもの		
〇七一三・三三	(一) 播種用のもの（野菜栽培用のもの）		

〇七〇九・五九	その他のものうち まつたけ		無税
---------	------------------	--	----

